

令和 8 年 3 月 18 日

## 「中東情勢の緊迫化に伴う金融特別相談窓口」の設置について

富山県では、今般の中東情勢の緊迫化に伴い影響を受ける中小企業者の資金繰りを支援するため、商工労働部地域産業振興室経営支援課内に「中東情勢の緊迫化に伴う金融特別相談窓口」を設置します。

### 1. 目的

中東情勢の緊迫化に伴う影響により、中小企業者が資金繰りについて不測の事態に陥ることのないよう、中小企業金融の円滑な運営を図るもの。

### 2. 相談窓口

県内中小企業者の方は、以下の窓口にお気軽にお問い合わせください。

#### 「中東情勢の緊迫化に伴う金融特別相談窓口」

場所：富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課内（富山県庁東別館 4 階）

電話：076-444-3248

メール：achiikisangyoshinko@pref.toyama.lg.jp

対応日時：8 時 30 分～17 時 15 分（土曜日・日曜日・祝日を除く）

### 3. 県融資制度のご案内

県では、中小企業を取り巻く経営環境に応じた多様な資金ニーズに対応するための融資制度を設けています。

売上高や利益率が減少しているなどの事業資金の悩みに対応した主な融資メニューは別紙（PDF：101KB）のとおりです。

# 富山県融資制度

## 経済変動対策緊急融資

売上高や利益率が減少している事業者を支援します。

【対象】 次のいずれかに該当する中小企業者

- ① 最近3ヶ月の売上高または販売数量が前年同期比5%以上減少
- ② 原油等の売上原価依存率が20%以上、かつ仕入価格が前年同期比20%以上上昇、かつ最近3ヶ月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期を上回っていること
- ③ 最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期比20%以上減少

【融資限度額】 8,000万円

【融資期間】 7年以内（うち据置期間1年以内）

【金利】 年1.25%以内

【保証料】 一般保証利用時：年0.35%～年1.05%  
セーフティネット保証5号利用時：年0.5%

## 経営安定資金 小規模企業支援枠

売上総利益率や営業利益率が減少している小規模企業者の方を支援します。

【対象】 従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の事業者で、最近3ヶ月の売上総利益率または営業利益率が前年同期比5%以上減少している方

【融資限度額】 3,000万円

【融資期間】 7年以内（うち据置期間1年以内）

【金利】 年1.20%以内

【保証料】 年0.35%～年1.05%

このほかにも多くの融資メニューがございます。下記のホームページをご確認いただくか、相談窓口までお問い合わせください。

【富山県ホームページ 中小企業向け融資制度】

<https://www.pref.toyama.jp/1300/sangyou/shoukoukensetsu/shoukougyou/kj00012293/index.html>